

再 評 価 調 書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）					
地区名	とうかいづかわだいらい しせん 当貝津川第13支川					
事業箇所	きたしたらくんしたらちようみつはし 北設楽郡設楽町三都橋					
事業のあらまし	<p>当貝津川第13支川は北設楽郡設楽町に位置し、保全対象として人家5戸及び国道420号を抱える土石流危険渓流である。</p> <p>土石流による土砂災害から人命財産及び公共施設を守るため、砂防堰堤を整備し、土砂災害対策を推進する。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家5戸及び国道420号を土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 					
計画変更の推移		事業採択時 (2012年度)	再評価時(1回目) (2018年度)	再評価時(2回目) (2023年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2013年度 ～2017年度	2013年度 ～2024年度	2013年度 ～2025年度	用地買収の難航	
	事業費(億円)	3.1	3.1	3.1		
	経費内訳	工事費	2.7	2.7	2.7	
		用補費	0.1	0.1	0.1	
その他		0.3	0.3	0.3		
事業内容	砂防堰堤工 1基 渓流保全工 47m	砂防堰堤工 1基 渓流保全工 47m	砂防堰堤工 1基 渓流保全工 47m			
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象を土石流から保護する必要がある。 <p>【再評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象に変化はない。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
	判定	<p>B</p> <p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】</p> <p>事業着手から必要性について変化はないため</p>				

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
工種 区分	調査・設計														
	用地補償														
	工事														
	・堰堤工 ・溪流保全工														
事業費 (億円)	前回計画			0.1				2.4				0.6			3.1
	実績			0.1				1.5							1.6
	今回計画			0.1				1.5				1.5			3.1

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率 (%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率 (%) 【②÷③】
堰堤工 (基)	1	0	0	1	0
溪流保全工 (m)	47	0	0	47	0
事業費(億円)	2.4	1.6	67	3.1	52
工事費	2.0	1.2	60	2.7	44
用補費	0.1	0.1	100	0.1	100
その他	0.3	0.3	100	0.3	100

【施工済みの内容】

・なし

2) 未着手又は長期化の理由

・地権者との用地交渉において同意を得ることができず、用地取得が難航している状況があったため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

・特になし

【今後の見込み】

・阻害要因は解消されたため、工事着手し2025年には完了する見込みである。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
 ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ○これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

阻害要因の解消により工事着手に至ったことで、計画通りの完成が見込まれるため。

III 対応方針

継続

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
 継続：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

・砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。